



JASDAQ

平成 28 年 5 月 24 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目 5 番 1 号
株 式 会 社 S J I
代表取締役社長 牛 雨
(JASDAQ: 2315)
問合せ先: 取締役 矢沼 克則
TEL 03-5657-3000 (代表)

内部管理体制の改善策等に関するお知らせ

当社は、本日平成28年5月24日開催の取締役会において、内部管理体制の改善策等について下記のとおり対応することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、平成28年4月28日付「当社株式の特設注意市場銘柄の継続に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という)から特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領しました。継続の理由は以下のとおりであります。

「今般、当該指定から1年を経過した後に貴社から提出された内部管理体制確認書の内容等を確認したところ、貴社は、内部管理体制等の改善に向けた取り組みを行っていることが認められました。しかしながら、貴社が掲げた改善策のうち、2015年6月の親会社の異動に伴い、利益相反取引の適正性及び健全性確保等を目的に、取締役会の諮問機関として経営監視委員会を設置したものの、経営監視委員会で事前審議されずに取締役会で決裁された親会社グループとの取引が見られるなど、社内規程の整備・順守状況に不備が認められること及び当該不備に対して監査役監査や内部監査が有効に機能していないことが認められました。加えて、特設注意市場銘柄に指定された後も開示すべき事項が適時適切に開示されない事案が散見されるなど、適時開示体制に不備が認められました。

また、貴社は、親会社から経営の独立性を高める体制を構築するために、本年1月に取締役及び監査役の構成を変更しており、その有効性については、なお確認する必要があります。

これらを踏まえると、貴社の状況は内部管理体制等に問題があると認める場合に該当することから、貴社株式について特設注意市場銘柄指定を継続することにしました。」

当社は引き続き内部管理体制等の確立に努め、内部統制の整備・構築並びに運用についても実効性の確保を徹底することとし、以下のとおり、内部管理体制の改善対応および今後の改善策等を決議いたしました。

1. 現状の要改善事項と対応等

当社においては、内部管理体制等の改善に向けて取り組んでまいりましたが、東証からの平成28年4月28日付の特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知に記載されているように、現時点においては以下の問題点および要改善事項があると認識しており、内部管理体制の改善を行っております。

(1) 関連当事者取引における経営監視委員会への事前審議手続きが不徹底である件

平成27年6月の親会社異動に伴い、利益相反取引の適正性および健全性確保等を目的に、取締役会の諮問機関として経営監視委員会を設置し、1案件あたり一定額以上の関連当事者取引については、経営監視委員会による事前審議を経て取締役会決議を実施することを社内規程として定めたものの、経営監視委員会で事前審議されずに親会社グループとの取引が取締役会で決議された案件が見られるなど、社内規程の整備・順守状況に不備がありました。

当社は、審議すべき事項の再整理をし、平成28年5月に関連当事者取引管理規程を新設し関連当事者取引に係る取引の把握、関連当事者取引の経営会議での審議および取締役会での事前承認決議について規定しました。また、現場実務作業レベルでの具体的な関連当事者の確認手続きや関連当事者取引の事前承認の手続きの流れを説明した関連当事者取引ガイドラインを作成しました。これらは社内説明会の実施および社内グループウェアでの掲示により社員へ周知しております。また、経営監視委員会では他の取締役会付議予定議案についても関連当事者取引の観点からの審議をして頂いております。なお、経営監視委員会での審議のない関連当事者取引に係る取締役会付議議案書や取締役会付議書として不備のあるものは、取締役会事務局が再提出を求める運用を徹底しております。

(2) 開示すべき事項が適時適切に開示されない事案が散見される件

当社は、特設注意市場銘柄指定以降においても不適正開示が散見されることから、平成27年12月に情報開示運用要領を規定し、情報開示ワーキンググループを発足させる等の改善策により、適時開示および適切な開示に努めておりましたが、その後も不適正開示が発生しており、更なる改善が必要であると認識しております。

当社では、その対策として開示文書が適時適切に開示されるよう、チェックリストによる既開示案件との整合性確認、情報開示ワーキンググループの増員をしております。また、全社的な適時開示への感度を向上させるため、全ての部門長に対する適時開示に関する研修を進めております。

(3) 社内規程の整備・順守不備に対して監査役・内部監査室が有効に機能しない件

関連当事者取引に係る監査役監査および内部監査においては、関連当事者取引に関する社内規程の定めが曖昧であり実効性に欠いていることを発見・是正出来なかったこと、関連当事者取引が事後承認となっていたことを発見・是正できておらず、監査が有効に機能していませんでした。

現在、内部監査室は、関連当事者取引管理規程の新設や関連当事者取引ガイドラインの作成において、具体的な規程条文や具体的な手続の記載内容まで踏み込んだ指導をしています。また、関連当事者取引の事前承認の実効性を確保する為、関連当事者取引台帳の管理状況確認、事業部門会議への参加による関連当事者取引に抵触する案件の有無のモニタリング等を行います。また、監査役においては、関連当事者へのヒアリング等により関連当事者取引の適切性を自ら確認しています。

また、監査役および内部監査室による社内規程の整備・順守状況に係る監査においては、現場で実施している書類の不正チェック状況の確認のみであり、証憑偽造の不正に対しては十分な調査が行われておりませんでした。また、内部監査室においては監査調書が整備・保管されておらず、後日の内部監査詳細レビューが困難な状況でした。

現在、内部監査室では監査調書の作成・保管の徹底を行うこととし、規程順守状況の確認においては、自らの独自調査により証憑偽造の有無を検証することとしました。

監査役においては、取引実態の確認が必要と判断した場合には、相手先への訪問や

ヒアリングする等の積極的な監査を実施することとしました。

2. 当社の今後の改善策について

当社は、上記「1. 現状の要改善事項と対応等」にある内部管理体制の改善の取組みと共に、全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修を継続的に実施してまいります。

また、今後の改善策としては、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく体制を確保するよう努めます。その一環として、監査役会において会計監査人の評価ルールを作成し評価を実施します。また、現時点では取締役会に弁護士がおらず、経営監視委員会に法的な観点からの牽制の役割を委ねていますが、経営監視委員会は恒久的な組織ではないこと、本来的には取締役会で完結することが望ましいことから、次回株主総会において弁護士を社外取締役として選任することで、取締役会において法務に関する高度に専門的な知見を有する者による取締役会審議の牽制体制を確立する予定であります。

これらの改善策等を着実に実施することで上場会社として足るべき内部管理体制・牽制組織を備えた企業となり、当社株式が特設注意市場銘柄の指定解除となるよう、全社一丸となって取り組んでまいります。

以 上

【ご参考：当社のこれまで実施した内部管理体制等の改善策について】

当社は、第三者委員会の提言等をふまえ、これまで以下の改善策を実施しておりましたことをご報告します。

- (1) ガバナンスの再構築
 - ① 事業担当・管理担当・ガバナンス牽制担当の3代表取締役による相互牽制体制の導入
 - ② 社外取締役の増員
 - ③ 社外監査役の増員
 - ④ 外部専門家から構成される経営監視委員会の設置
- (2) 役員の間与する取引の不正の防止
 - ① 仕入先に対する審査の厳正化
 - ② 取引実在性の確認の徹底
- (3) 不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の充実・強化
 - ① 仕入と販売の職務分離の徹底
 - ② 仕入先に対する厳格な与信審査の徹底
 - ③ 取引実在性の確認の徹底
 - ④ 大規模取引に対する定期的なチェック体制構築
- (4) 関係会社の管理体制の充実・強化
 - ① 関係会社管理に係る規程の見直し
 - ② 関係会社の事業内容に応じた個別の規程の整備
- (5) 財務経理部門の機能の充実・強化
 - ① 最高財務責任者（CFO）の任命
 - ② 資金調達・管理機能の強化
- (6) 社用印章（公印）の管理体制の強化
- (7) 外部弁護士との相談窓口開設等の内部通報制度の充実と、コンプライアンス啓蒙活動
- (8) 弁護士・外部講師等による全役職員のコンプライアンス研修の実施
- (9) 金銭貸借および債権債務に係る管理の強化と評価基準適用の厳格化
- (10) 情報取扱責任者、IR担当者、内部監査室長、財務経理本部長による情報開示確認体制構築
- (11) インサイダー取引規制の全社員研修および内部者情報管理規程の見直し
- (12) 不正経理処理防止規程を新設し、不適切な稟議・決裁の通報をルール化